

平成十八年十月二十日提出  
質問第一〇四号

外務省職員のサービス残業に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省職員のサービス残業に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六五第五六号）において、外務省が実態と異なる説明をしていると思われるところ、追加質問する。

一 外務省欧州局ロシア課の職員数を明らかにされたい。

二 外務省欧州局ロシア課の職員の内、国家公務員法第二条に規定する一般職職員で、一般職の職員の給与に関する法律第十六条の規定により、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合に超過勤務手当が支払われる職員数を明らかにされたい。

三 超過勤務を行う外務省職員に対して外務省が公費で食事を提供しているという事実があるか。あるならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

四 二〇〇五年十一月にプーチン・ロシア連邦大統領が公式訪日した関係で外務省欧州局ロシア課の事務量が增大したと思料するが、同年十月、十一月の外務省欧州局ロシア課の職員の内、国家公務員法第二条に規定する一般職職員で、一般職の職員の給与に関する法律第十六条の規定により、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合に超過勤務手当が支払われる職員数と超過勤務時間の累計を月別に明らか

かにされたい。

五 四の超過勤務時間は実態を反映しているか。実際にはこれより遙かに多い超過勤務を行っているにもかかわらず、査定によって超過勤務時間が短縮されているのではないか。

右質問する。